

○奈良県市町村総合事務組合負担金条例施行規則

平成20年4月1日

奈良県市町村総合事務組合規則第9号

改正 平成27年8月31日規則第3号

平成28年11月4日規則第3号

令和元年12月24日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県市町村総合事務組合負担金条例（平成20年奈良県市町村総合事務組合条例第22号。以下「負担金条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の退職手当に係る負担金の算定)

第2条 負担金条例第3条第1項の規定による普通負担金の算定の基礎となる給料月額は、次に定めるところによる。

(1) 市町村の長、副市町村長、教育長及び地方公営企業の管理者（以下「特別職等の職員」という。）の給料月額

ア 就任又は退任の月において、日割計算で給料を支給された場合には、全月分の給料月額

イ 月の途中で条例改正により給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないものと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額

ウ 月の途中で条例改正により昇給した場合においては、昇給後の給料月額

エ 月の途中で任期満了により退任し、同じ職に再選就任した場合においては、再選就任後の全月分の給料月額

(2) 特別職等の職員以外の職員の給料月額

ア 休職、停職、減給その他の事由によってその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないものと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額

イ 就職又は退職の月において、日割計算で給料を支給された場合においては、全月分の給料月額

ウ 月の途中で昇給した場合においては、昇給後の給料月額

エ 給料が日額で定められている者については、給料日額の21日分に相当する額

- (3) 職員が、月の初日以外の日には奈良県市町村総合事務組規則（平成20年奈良県指令市町村第1143号）別表第2第1項の事務を共同処理する市町村、一部事務組合（以下「組合市町村」という。）から引き続き就職した場合は、就職した日の属する月の翌月から負担金を納入するものとする。

（報告書等の提出）

第3条 負担金条例第3条に規定する普通負担金を納入するときは、職員数・給料・負担金に関する報告書（様式第1号）を作成し、次の各号に定める明細書を添付のうえ、その月分を毎月月末までに提出しなければならない。

- (1) 給料異動明細書（様式第2号）
- (2) 給与改定差額及び遡及調整増減分明細書（様式第3号）

2 組合市町村の長は、毎年4月1日現在において、職員の給料月額等報告書（様式第4号）を作成し、4月10日までに管理者に提出しなければならない。

（負担金の通知）

第4条 管理者は、負担金条例第8条の規定による負担金を収入しようとするときは、負担金通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

2 前項の納入の通知は、納期前15日までにしなければならない。

（納付手続）

第5条 負担金条例第8条の規定による負担金を納付するときは、負担金納入書（様式第6号）による通知額を奈良県市町村総合事務組合が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、負担金について必要な事項は管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、従前の奈良県市町村職員の退職手当等に関する

条例施行規則（平成9年奈良県市町村職員退職手当組合規則第1号。以下「旧規則」という。）に基づいてなされた届出、申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成27年8月31日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年11月4日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月24日規則第5号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の奈良県市町村総合事務組合負担金条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

職員数・給料・負担金に関する月例報告書

(年 月分)

区 分	① 特 別 職 等			② 一 般 職			合 計 (①+②)		
	人 数 (人)	給料総額(差額) (円)	負担金(――) 1000 (円)	人 数 (人)	給料総額(差額) (円)	負担金(――) 1000 (円)	人 数 (人)	給料総額(差額) (円)	負 担 金 (円)
前 月 分									
異 動	就 職								
	退 職	△	△	△	△		△	△	
	昇 格 ・ 給	()		()	()		()		
	降 格 ・ 給	()	△		()	△	()	△	
	給 与 改 定	()		()		()			
当 月 分									
給与改定差額及び	増	()		()		()			
週及調整増減分	減	()	△	()	△	()	△		
差引本月納付負担金額									
上記のとおり報告します。 年 月 日									
奈良市町村総合事務組合管理者 様							市 町 村 長 組 合 管 理 者 職 氏 名		

- (注)① 職目の就職、昇給等の異動が生じた場合は、当月において、職員が退職または月途中で降格・降給した場合は、翌月においてそれぞれ該当する欄に計上してください。
- ② 一般職から特別職等又は特別職等から一般職への異動及び転入・転出(組構成団体間の異動も含む。)の場合はそれぞれ就職、退職とみなして処理してください。月の中途異動の場合は同上によります。
- ③ 就職又は退職の月において、日割計算で給料を支給された場合においては、全月分の給料月額、また、職員が休職、停職、減給、その他の事由によってその給料の一部又は全部支給されない場合においては、これらの事由がないものと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額となります。
- ④ 給料が日額で定められている者については、給料日額の21日分に相当する額を計上してください。
- ⑤ 月の末日に特別昇給等があった場合も昇給後の給料に対する1か月の負担金を必要としますので報告書に計上してください。
- ⑥ 特別職等が、月の途中で任期満了により退職し、同月、同職に再選就職した場合においては、再選就職後の全月分を給料月額とし、当月において計上してください。

(裏面あり)

- ⑦ 給料異動等があった場合は、給料異動明細書(様式第2号)、給与改定差額及び週及調整増減分明細書(様式第3号)を添付してください。
- ⑧ 常勤的非常勤職員は、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が、18日以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至り、その超えるに至った日以後引き続き、当該勤務時間により勤務することとされているものを職員とみなして報告してください。
なお、18日以上ある月が、引き続いて6ヵ月を超えるに至った月の月例は、当月分及び前6ヵ月の週及分の報告及び納付が必要です。
また、報告に際し、当月分は一般職の就職欄に計上し、その明細を給料異動明細書(様式第2号)に記載し、前6ヵ月分については、一般職の給与改定差額及び週及調整増減分欄に計上し、その明細を給与改定差額及び週及調整増減分明細書(様式第3号)に記載し、併せて提出してください。
- ⑨ ⑧において、職員とみなして報告した常勤的非常勤職員について、月の勤務日数が18日に満たない場合は、当月の月例報告の退職欄に計上し報告してください。

給与改定差額及び遡及調整増減分明細書

組合市町村名						年 月分			
職員番号 (共済番号)	氏 名	異 動 事 由	適 用 日	給 料 月 額		給料差額 ①	適用 月数②	給料差額合計 ①×②	備 考
				級 号	金 額(円)				
		昇格 昇給 降格 降給 給与改定差額 その他		新		円	月	円	
				旧					
		昇格 昇給 降格 降給 給与改定差額 その他		新					
				旧					
		昇格 昇給 降格 降給 給与改定差額 その他		新					
				旧					
		昇格 昇給 降格 降給 給与改定差額 その他		新					
				旧					
		昇格 昇給 降格 降給 給与改定差額 その他		新					
				旧					
		昇格 昇給 降格 降給 給与改定差額 その他		新					
				旧					
		昇格 昇給 降格 降給 給与改定差額 その他		新					
				旧					
		昇格 昇給 降格 降給 給与改定差額 その他		新					
				旧					
		昇格 昇給 降格 降給 給与改定差額 その他		新					
				旧					
		昇格 昇給 降格 降給 給与改定差額 その他		新					
				旧					
		昇格 昇給 降格 降給 給与改定差額 その他		新					
				旧					
		昇格 昇給 降格 降給 給与改定差額 その他		新					
				旧					
		昇格 昇給 降格 降給 給与改定差額 その他		新					
				旧					
(注)						小 計			
						合 計			

(注) ・ 職員番号順に記入してください。
 ・ 異動事由の欄は該当するものに印をしてください。
 ・ 本様式の合計金額は「様式第1号月例報告書」の給与改定差額及び遡及調整増減分の合計金額と一致するようにしてください。

様式第4号(第3条関係)

()枚中の()

給料月額等報告書

奈良県市町村総合事務組合管理者 様

市町村長

年 月 日

組合管理者 _____ 印

下記のとおり報告します。

年4月1日現在

整理 番号	職 員 番 号 (共済番号)	職 名	氏 名	男 女 別		給 料			異動事項等	
						級	号給	月 額(円)	年月日	事 由
1				男	女					・ ・
2				男	女					・ ・
3				男	女					・ ・
4				男	女					・ ・
5				男	女					・ ・
6				男	女					・ ・
7				男	女					・ ・
8				男	女					・ ・
9				男	女					・ ・
10				男	女					・ ・
11				男	女					・ ・
12				男	女					・ ・
13				男	女					・ ・
14				男	女					・ ・
15				男	女					・ ・
16				男	女					・ ・
17				男	女					・ ・
18				男	女					・ ・
19				男	女					・ ・
20				男	女					・ ・
21				男	女					・ ・
22				男	女					・ ・
23				男	女					・ ・
24				男	女					・ ・

25				男	女							・	・	
26				男	女							・	・	
27				男	女							・	・	
28				男	女							・	・	
29				男	女							・	・	
30				男	女							・	・	
				小		計								
				合		計								

(注) ① 職員番号順に記入してください。

② 公立学校共済加入職員については、市町村共済加入職員のあとに記入してください。

様式第5号(第4条関係)

奈良県市町村総合事務組合負担金通知書

年 月 日

様

奈良県市町村総合事務組合

管理者



年度奈良県市町村総合事務組合負担金条例第8条第1項第3号及び第4号の規定による負担金を、下記のとおり通知いたします。

記

区 分	均 等 割	人 口 割	負 担 額 計
(1) その他の委員及び職員 (負担金条例第8条第1項第3号の負担金)			
(2) 組合事務費 (負担金条例第8条第1項第4号の負担金)			

(参考)

(1) その他の委員及び職員に対する負担金算出方法

本年度予算額5,000,000円を均等割50% 人口割50%として算出する。

$$\text{均等割} = \frac{\text{本年度予算額} \times 50 / 100}{29カ市町村}$$

$$\text{人口割} = \frac{\text{本年度予算額} \times 50 / 100}{(\text{国調人口})} \times \frac{\text{各町村人口}}{(\text{国 調})}$$

(2) 組合事務費に対する負担金算出方法

本年度予算額700,000円を均等割30% 人口割70%として算出する。

$$\text{均等割} = \frac{\text{本年度予算額} \times 30 / 100}{29カ市町村}$$

$$\text{人口割} = \frac{\text{本年度予算額} \times 70 / 100}{(\text{国調人口})} \times \frac{\text{各町村人口}}{(\text{国 調})}$$

様式第6号(第4条関係)

奈良県市町村総合事務組合負担金納入書

年 月 日

奈良県市町村総合事務組合管理者 様

市町村長名 印

年度奈良県市町村総合事務組合負担金条例第8条の規定による負担金を、下記のとおり納入します。

記

区 分	議会及び委員会名	議員数及び委員数 (条例定数)	1人当たりの負担金額	負 担 金
議 会	町村議会		9,500円×365日 ×0.6/1,000=2,081円	/
	(財産区) 議会			
	(財産区) 議会			
	(財産区) 議会			
計		(人)	2,081円	(ア) 円
行 政 委 員	教育委員会		6,500円×365日 ×0.6/1,000=1,424円	/
	公平委員会			
	選挙管理委員会			
	監査委員			
	農業委員会			
	固定資産評価審査委員会			
計		(人)	1,424円	(イ) 円

その他の委員及び職員に係る負担金	(ウ)	円
組合の事務費に係る負担金	(エ)	円
組合負担金総額【(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)】		円